

農地中間管理事業について

1. 目的

農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、農業への新規参入促進等を進め、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることにより、農業の生産性を高め、農業の競争力強化を目指す。

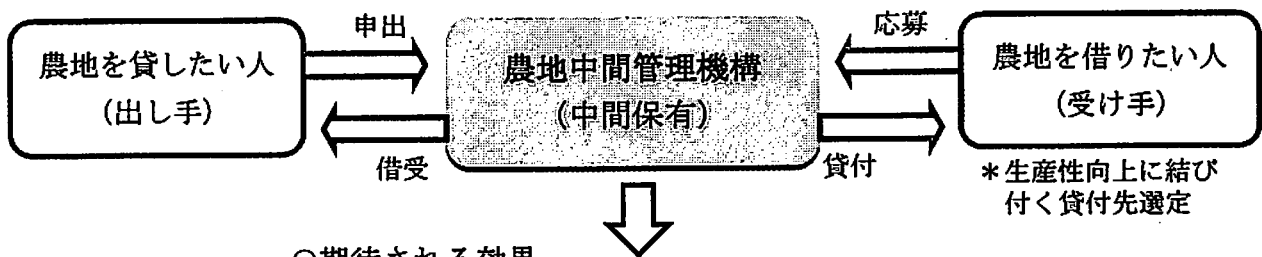
法律：農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年3月1日施行）

2. 指定先

指定法人 公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

指定日 平成26年4月1日

3. 仕組み



○期待される効果

- ・認定農業者等担い手の規模拡大、生産性向上
- ・集落営農の法人化促進
- ・分散農地の面的集積（集約化）
- ・新規就農者の育成・確保

4. 応募・申出状況

8月～9月：貸付希望農用地の申出(出し手)受付、借受希望者(受け手)の募集。

*平成26年9月25日現在；農地中間管理機構地域窓口受付件数

貸付け（出し手）		借受け（受け手）
申出件数	申出面積*	288
201	93ha	

※申出面積は、貸付希望者から申し出を受けた面積であり、機構が借り受けた面積ではありません。

5. 今後の予定

10月～11月：受け手の選定、借受条件等調整、契約手続等。

12月：農用地利用集積計画公告（出し手から機構への権利設定。市町が行う。）

1月：農用地利用配分計画策定（機構から受け手への権利設定。機構が策定。）